

資循第5979号
令和2年2月14日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公印省略)

廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について
(依頼)

本県の廃棄物行政の推進につきまして、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、令和2年1月30日付け環循適発第20013010号及び環循規発第20013027号により、環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり通知がありました。貴協会においては、平成21年に「新型インフルエンザ発生に伴う感染性廃棄物の処理に係る相互協力協定」を締結していることは存じておりますが、改めて「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に準拠し、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、貴協会におかれても必要な措置の実施に努めていただくようお願いいたします。併せて、貴協会会員に対して周知くださるようお願いいたします。

問合せ先
指導グループ 池田
電話 045(210)1111[内線4158]

環循適発第 20013010 号

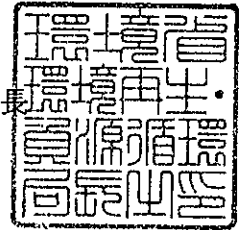
環循規発第 20013027 号

令和 2 年 1 月 30 日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

会 長 永 井 良 一 殿

環境省環境再生・資源循環局長



廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策の一環として、本年1月22日付け環循適発第2001225号・環循規発第2001223号環境省環境再生・資源循環局長通知により「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）

（<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>）に基づく対策について通知したところですが、今般、令和2年1月30日付けで、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、新たに内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところです。

廃棄物処理事業は、国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、我が国において、新型コロナウイルスが流行した場合においても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業を継続することが求められます。

このような状況を踏まえ、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>）において示している廃棄物処理事業者等が取るべき措置等の内容に準拠し、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、貴連合会におかれても必要な措置の実施に努めるとともに、各都道府県協会及びその会員企業に周知徹底をお願いします。

参 考

- ・「新型コロナウイルス感染症の対応について」(内閣官房)
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

環循適発第 20013010 号
環循規発第 20013027 号
令和 2 年 1 月 30 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について（通知）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策の一環として、本年 1 月 22 日付け環循適発第 2001225 号・環循規発第 2001223 号環境省環境再生・資源循環局長通知により「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）（<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>）に基づく対策について通知したところですが、今般、令和 2 年 1 月 30 日付けで、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、新たに内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところです。

廃棄物処理事業は、国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、我が国において、新型コロナウイルスが流行した場合においても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業を継続することが求められます。

このような状況を踏まえ、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成 21 年 3 月）（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>）において示している廃棄物処理事業者等が取るべき措置等の内容に準拠し、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、貴職におかれても指導監督始め必要な措置の実施に努めるとともに、貴管下廃棄物処理業者、関連医療関係機関等及び貴管下市町村に対し、周知徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

参考

- 「新型コロナウイルス感染症の対応について」（内閣官房）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html